

# 第 7 期 中 間 決 算 公 告

平成23年12月30日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号  
株式会社三菱東京UFJ銀行  
頭取 永易 克典

## 中間連結貸借対照表(平成23年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	7,822,682	預 金	109,760,374
コールローン及び買入手形	276,409	譲 渡 性 預 金	7,326,737
買 現 先 勘 定	950,862	コールマネー及び売渡手形	1,332,796
債券貸借取引支払保証金	2,034,740	売 現 先 勘 定	7,123,063
買 入 金 銭 債 権	2,689,123	債券貸借取引受入担保金	1,830,868
特 定 取 引 資 産	6,730,697	コマーシャル・ペーパー	280,511
金 銭 の 信 託	257,491	特 定 取 引 負 債	4,656,704
有 価 証 券	61,805,299	借 用 金	6,237,479
貸 出 金	69,703,056	外 国 為 替	677,966
外 国 為 替	1,220,387	短 期 社 債	111,951
そ の 他 資 産	7,752,627	社 債	5,038,041
有 形 固 定 資 産	1,074,407	そ の 他 負 債	9,010,941
無 形 固 定 資 産	599,367	賞 与 引 当 金	22,943
繰 延 税 金 資 産	609,143	役 員 賞 与 引 当 金	48
支 払 承 諾 見 返	6,722,969	退 職 給 付 引 当 金	32,876
貸 倒 引 当 金	△ 864,020	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	420
		ポ イ ン ト 引 当 金	1,227
		偶 発 損 失 引 当 金	47,719
		特 別 法 上 の 引 当 金	806
		繰 延 税 金 負 債	29,921
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	178,321
		支 払 承 諾	6,722,969
		負 債 の 部 合 計	160,424,693
		(純資産の部)	
		資 本 金	1,711,958
		資 本 剰 余 金	3,878,275
		利 益 剰 余 金	2,496,006
		自 己 株 式	△ 250,000
		株 主 資 本 合 計	7,836,240
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 33,208
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	60,022
		土 地 再 評 価 差 額 金	214,182
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 302,230
		米 国 会 計 基 準 適 用 子 会 社 に お け る 年 金 債 務 調 整 額	△ 32,230
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 93,464
		少 数 株 主 持 分	1,217,776
		純 資 産 の 部 合 計	8,960,552
資 産 の 部 合 計	169,385,245	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	169,385,245

中間連結損益計算書

〔平成23年4月 1日から  
平成23年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	1,714,655
資 金 運 用 収 益	910,091
(うち貸出金利息)	590,240
(うち有価証券利息配当金)	224,855
信 託 報 酬	5,531
役 務 取 引 等 収 益	314,345
特 定 取 引 収 益	60,549
そ の 他 業 務 収 益	327,818
そ の 他 経 常 収 益	96,319
経 常 費 用	1,178,085
資 金 調 達 費 用	174,763
(うち預金利息)	71,762
役 務 取 引 等 費 用	63,861
そ の 他 業 務 費 用	85,055
営 業 経 費 用	664,541
そ の 他 経 常 費 用	189,863
経 常 利 益	536,570
特 別 利 益	2,706
固 定 資 産 処 分 益	2,648
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	57
特 別 損 失	7,019
固 定 資 産 処 分 損 失	4,458
減 損 損 失	2,560
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	532,257
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	93,265
法 人 税 等 調 整 額	82,619
法 人 税 等 合 計	175,884
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益	356,372
少 数 株 主 利 益	30,428
中 間 純 利 益	325,944

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結される子会社及び子法人等 134 社

主要な会社名

エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 BTMU Participation (Thailand) Co., Ltd.

三菱UFJファクター株式会社 PT U Finance Indonesia

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 BTMU Capital Corporation

カブドットコム証券株式会社 BTMU Lease (Deutschland) GmbH

株式会社日本ビジネスリース BTMU Leasing & Finance, Inc.

三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社 BTMU LF Capital LLC

UnionBanCal Corporation PT. BTMU-BRI Finance

なお、BTMU LF Capital LLC 他 1 社は、新規設立により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

また、BTMU Preferred Capital Limited は、清算により、子法人等でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。

#### ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

#### ③ 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社又は子法人等としなかった当該他の会社等の名称

該当ありません。

#### ④ 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等 49社

主要な会社名

株式会社池田泉州ホールディングス	株式会社モビット
株式会社中京銀行	Dah Sing Financial Holdings Limited
株式会社じぶん銀行	Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd.
東銀リース株式会社	PT. Bank Nusantara Parahyangan, Tbk.
三菱UFJキャピタル株式会社	Bangkok BTMU Limited
株式会社ジャックス	BTMU Holding (Thailand) Co., Ltd.
株式会社ジャルカード	

なお、BOT Lease (Tianjin) Co., Ltd. は、新規設立により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

SCB Leasing Public Company Limited

持分法非適用の関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

⑤ 他の会社等の議決権（業務執行権）の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称

株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ	株式会社テクトム
株式会社パスト	株式会社エリマキ
ファルマフロンティア株式会社	株式会社シー・オー・シー
株式会社 Spring	

（関連法人等としなかった理由）

ベンチャーキャピタル事業等を営む連結される子法人等が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

1月24日	1社
3月1日	1社
4月末日	1社
6月末日	86社
7月24日	8社
7月末日	1社
8月末日	1社
9月末日	35社

② 1月24日を中間決算日とする連結される子法人等については、7月24日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

3月1日を中間決算日とする連結される子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

4月末日を中間決算日とする連結される子会社については、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

また、その他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

## 会計処理基準に関する事項

### (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息配当金、売却損益及び評価損益）を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法によっております。

なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、原則として時価法により行っております。

### (4) 減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物： 15年～50年

その他： 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として3年～10年）に対応して定額法により償却しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により計上しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、平成 18 年 3 月 31 日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 18 年 8 月 11 日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 646,527 百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務                      その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異                  各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の連結される子会社及び子法人等が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支払見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(13) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(14) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

(15) リース取引の処理方法

(借手側)

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第 24 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 2 月 13 日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という）及び会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（平成 12 年 1 月 31 日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第 24 号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成 14 年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第 15 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 2 月 15 日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成 15 年度から最長 14 年間にわたり費用又は収益として認識してしております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 912 百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は 782 百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第 25 号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 7 月 29 日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

(17) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。

(18) 在外の子会社及び子法人等の会計処理基準

在外の子会社及び子法人等の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続き上利用しております。

なお、在外の子会社及び子法人等の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、米国会計基準に準拠して修正しております。

また、連結決算上必要な修正を実施しております。

## 追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成 21 年 12 月 4 日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（平成 21 年 12 月 4 日 企業会計基準委員会）を適用しております。

なお、会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（平成 12 年 1 月 31 日 日本公認会計士協会）に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

## 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く) 192,502百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に59,985百万円含まれております。  
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は546,675百万円、再貸付に供している有価証券は135百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは5,650,749百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は37,653百万円、延滞債権額は882,262百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は79,107百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は472,091百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,471,114百万円あります。  
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、853,021百万円あります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	2,255百万円
有価証券	1,919,357百万円
貸出金	3,571,986百万円
その他資産	73,218百万円

担保資産に対応する債務

預金	157,327 百万円
コールマネー及び売渡手形	530,000 百万円
特定取引負債	53,836 百万円
借入金	4,525,615 百万円
その他負債	56,198 百万円
支払承諾	519 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 1,218 百万円、買入金銭債権 108,302 百万円、有価証券 10,824,085 百万円及び貸出金 3,203,220 百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は 933,441 百万円、有価証券は 8,956,343 百万円であり、対応する売現先勘定は 7,093,704 百万円、債券貸借取引受入担保金は 1,810,695 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は 4,978 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、57,242,292 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 881,487 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 505,000 百万円が含まれております。

13. 社債には、劣後特約付社債 2,841,094 百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 1,912,645 百万円であります。
15. 当中間連結会計期間末の連結自己資本比率（国際統一基準）は 16.90%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益 20,157 百万円、償却債権取立益 22,948 百万円、株式等売却益 14,780 百万円及びリース業を営む連結される子会社及び子法人等に係る受取リース料等 12,328 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 45,682 百万円及び株式等償却 105,012 百万円を含んでおります。
3. 当中間連結会計期間の中間包括利益は、346,696 百万円であります。

## (金融商品関係)

## ○金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	7,822,682	7,822,682	—
(2) コールローン及び買入手形	276,409	276,409	—
(3) 買現先勘定	950,862	950,862	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	2,034,740	2,034,740	—
(5) 買入金銭債権（*1）	2,689,123	2,733,223	44,099
(6) 特定取引資産	1,784,533	1,784,533	—
(7) 金銭の信託	257,491	257,491	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	252,506	255,806	3,300
その他有価証券	60,822,773	60,822,773	—
(9) 貸出金	69,703,056		
貸倒引当金（*1）	△ 701,560		
	69,001,496	69,572,999	571,503
(10) 外国為替（*1）	1,220,387	1,220,387	—
資産計	147,113,007	147,731,910	618,903
(1) 預金	109,760,374	109,799,541	39,166
(2) 譲渡性預金	7,326,737	7,330,662	3,924
(3) コールマネー及び売渡手形	1,332,796	1,332,796	—
(4) 売現先勘定	7,123,063	7,123,063	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	1,830,868	1,830,868	—
(6) コマーシャル・ペーパー	280,511	280,511	—
(7) 特定取引負債	11,953	11,953	—
(8) 借入金	6,237,479	6,269,979	32,499
(9) 外国為替	677,966	677,966	—
(10) 短期社債	111,951	111,951	—
(11) 社債	5,038,041	5,131,377	93,335
負債計	139,731,746	139,900,673	168,927
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	172,595	172,595	—
ヘッジ会計が適用されているもの	376,998	376,998	—
デリバティブ取引計	549,593	549,593	—

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額にて計上しております。
- (※2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を用いて評価しております。また、これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出資産を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づき算出した価額を時価としております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

#### (9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。なお、個人向けの住宅ローン等の内、変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は帳簿価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

#### (10) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものの大半は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としております。

#### (3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、及び(6) コマーシャル・ペーパー

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (7) 特定取引負債

トレーディング目的で売付けしている債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結される子会社及び子法人等のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(9) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(10) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(11) 社債

当行並びに連結される子会社及び子法人等の発行する社債の時価は、市場価格によっております。一部の社債は、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格がない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該社債の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結される子会社及び子法人等のプレミアムを加味した同様の社債において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8)其他有価証券」には含まれておりません。

区 分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式 (* 1) (* 2)	342,433
② 組合出資金等 (* 2) (* 3)	194,789
③ その他 (* 2)	292
合 計	537,515

(\* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\* 2) 当中間連結会計期間において、非上場株式等について3,611百万円減損処理を行なっております。

(\* 3) 組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成 23 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連 結貸借対照表 計上額を超え るもの	債券	250,080	252,375	2,294
	国債	250,080	252,375	2,294
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	800,995	849,065	48,069
	外国債券	2,426	3,431	1,005
	その他	798,569	845,633	47,063
	小計	1,051,076	1,101,440	50,364
時価が中間連 結貸借対照表 計上額を超え ないもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	272,288	269,323	△2,964
	外国債券	—	—	—
	その他	272,288	269,323	△2,964
	小計	272,288	269,323	△2,964
合計		1,323,364	1,370,764	47,399

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	1,112,677	750,727	361,950
	債券	24,175,499	23,984,065	191,433
	国債	21,092,656	20,977,285	115,370
	地方債	193,104	185,104	8,000
	社債	2,889,738	2,821,676	68,062
	その他	9,902,052	9,694,767	207,285
	外国株式	116,513	95,343	21,170
	外国債券	9,506,859	9,344,997	161,862
	その他	278,679	254,427	24,252
	小計	35,190,230	34,429,560	760,669
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	1,374,265	1,855,917	△481,652
	債券	20,877,366	20,894,082	△16,715
	国債	20,423,839	20,429,159	△5,319
	地方債	9,995	10,000	△4
	社債	443,531	454,923	△11,391
	その他	3,672,520	3,790,100	△117,579
	外国株式	12,600	15,208	△2,607
	外国債券	2,677,668	2,702,219	△24,551
	その他	982,251	1,072,672	△90,420
	小計	25,924,152	26,540,100	△615,947
合計	61,114,383	60,969,661	144,721	

(注) なお、上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより12,390百万円（費用）を損益に反映させた結果、純資産直入の対象となる額は157,111百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額8,770百万円を加えた165,881百万円から繰延税金負債134,955百万円を控除した額30,925百万円に少数株主持分相当額14,734百万円を加え、持分法適用の関連法人等が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額15,189百万円を控除した額30,471百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券及び関連法人等株式を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、105,485 百万円（うち、株式 101,400 百万円、債券その他 4,084 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて 30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて 50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計 上額が取得原 価を超える もの (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの (百万円)
運用目的及び満期 保有目的以外の 金銭の信託	199,575	199,270	304	309	4

(注) 1 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 なお、上記の差額から繰延税金負債 123 百万円を控除した額 180 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	594円16銭
1株当たり中間純利益金額	25円65銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	25円65銭

第 7 期 中 間 決 算 公 告

平成23年12月30日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号  
株式会社三菱東京UFJ銀行  
頭取 永易 克典

中間貸借対照表(平成23年 9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	7,388,587	預 金	103,847,500
コ ー ル ロ ー ン	120,353	譲 渡 性 預 金	7,672,298
買 現 先 勘 定	667,962	コ ー ル マ ネ ー	1,213,199
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	2,034,740	売 現 先 勘 定	7,067,000
買 入 金 銭 債 権	2,012,706	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	1,813,241
特 定 取 引 資 産	6,628,185	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	122,276
金 銭 の 信 託	57,916	特 定 取 引 負 債	4,583,811
有 価 証 券	61,839,746	借 用 金	7,568,356
投 資 損 失 引 当 金	△ 56,627	外 国 為 替	703,346
貸 出 金	64,386,916	社 債	4,049,571
外 国 為 替	1,222,071	そ の 他 負 債	7,905,872
そ の 他 資 産	6,935,293	未 払 法 人 税 等	55,302
有 形 固 定 資 産	861,148	リ ー ス 債 務	6,292
無 形 固 定 資 産	319,692	資 産 除 去 債 務	20,372
繰 延 税 金 資 産	567,365	そ の 他 の 負 債	7,823,904
支 払 承 諾 見 返	5,238,946	賞 与 引 当 金	16,505
貸 倒 引 当 金	△ 679,551	役 員 賞 与 引 当 金	48
		退 職 給 付 引 当 金	11,839
		ポ イ ン ト 引 当 金	1,120
		偶 発 損 失 引 当 金	40,168
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	178,321
		支 払 承 諾	5,238,946
		負 債 の 部 合 計	152,033,423
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	1,711,958
		資 本 剰 余 金	3,878,275
		資 本 準 備 金	1,711,958
		そ の 他 資 本 剰 余 金	2,166,317
		利 益 剰 余 金	1,886,344
		利 益 準 備 金	190,044
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,696,300
		行 員 退 職 手 当 基 金	2,432
		別 途 積 立 金	718,196
		繰 越 利 益 剰 余 金	975,671
		自 己 株 式	△ 250,000
		株 主 資 本 合 計	7,226,577
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 13,742
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	85,012
		土 地 再 評 価 差 額 金	214,182
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	285,452
		純 資 産 の 部 合 計	7,512,030
資 産 の 部 合 計	159,545,453	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	159,545,453

中間損益計算書

〔平成23年 4月 1日から  
平成23年 9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		1,421,902
資 金 運 用 収 益	754,468	
(うち貸出金利息)	( 478,984 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 204,377 )	
役 務 取 引 等 収 益	255,728	
特 定 取 引 収 益	52,541	
そ の 他 業 務 収 益	312,310	
そ の 他 経 常 収 益	46,853	
経 常 費 用		1,005,387
資 金 調 達 費 用	170,803	
(うち預金利息)	( 54,230 )	
役 務 取 引 等 費 用	69,025	
そ の 他 業 務 費 用	84,518	
営 業 経 費 用	519,743	
そ の 他 経 常 費 用	161,296	
経 常 利 益		416,514
特 別 利 益		1,696
特 別 損 失		6,688
税 引 前 中 間 純 利 益		411,522
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	73,922	
法 人 税 等 調 整 額	65,699	
法 人 税 等 合 計		139,621
中 間 純 利 益		271,900

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息、売却損益及び評価損益）を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法によっております。なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	2年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に対応して定額法により償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は545,565百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認める額を計上

しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

8. リース取引の処理方法

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する期に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

また、リース資産及びリース債務は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法により計上しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する期に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産及び負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎に

グルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は912百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は782百万円（同前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建の金融資産及び負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間期の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した期の費用に計上しております。

## 追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成21年12月4日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（平成21年12月4日 企業会計基準委員会）を適用しております。

なお、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 1,891,520 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に59,985百万円含まれております。  
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は443,615百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは5,267,544百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は38,519百万円、延滞債権額は814,594百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は58,655百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は465,160百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,376,928百万円であります。  
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は848,258百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	94,802 百万円
有価証券	1,647,524 百万円
貸出金	3,134,636 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	530,000 百万円
借入金	4,234,924 百万円
支払承諾	94,802 百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 1,218 百万円、買入金銭債権 108,302 百万円、有価証券 10,701,439 百万円及び貸出金 727,793 百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は 933,400 百万円、有価証券は 8,929,927 百万円であり、対応する売現先勘定は 7,067,000 百万円、債券貸借取引受入担保金は 1,810,695 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は 4,978 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、55,355,102 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 747,470 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,375,006 百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債 2,026,000 百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,912,645 百万円であります。
15. 当中間期末の単体自己資本比率（国際統一基準）は17.85%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益5,422百万円、償却債権取立益16,567百万円及び株式等売却益12,146百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 29,004 百万円及び株式等償却 106,216 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	債券	250,080	252,375	2,294
	国債	250,080	252,375	2,294
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	691,069	715,686	24,616
	外国債券	—	—	—
	その他	691,069	715,686	24,616
	小計	941,149	968,061	26,911
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	272,288	269,323	△2,964
	外国債券	—	—	—
	その他	272,288	269,323	△2,964
	小計	272,288	269,323	△2,964
合計		1,213,437	1,213,384	23,947

(注) 時価は、原則として当中間期末における市場価格等に基づいておりますが、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	22,185	16,951	△5,233
関連法人等株式	76,130	60,706	△15,423
合計	98,316	77,658	△20,657

(注) 1 時価は、当中間期末における市場価格に基づいております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,717,361
関連法人等株式	75,842
合計	1,793,203

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,103,252	746,170	357,082
	債券	24,171,484	23,980,112	191,371
	国債	21,088,640	20,973,331	115,309
	地方債	193,104	185,104	8,000
	社債	2,889,738	2,821,676	68,062
	その他	8,833,706	8,644,254	189,451
	外国株式	115,204	95,566	19,638
	外国債券	8,463,930	8,318,276	145,653
	その他	254,571	230,412	24,158
	小計	34,108,443	33,370,537	737,905
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,373,578	1,855,102	△481,524
	債券	20,877,366	20,894,082	△16,715
	国債	20,423,839	20,429,159	△5,319
	地方債	9,995	10,000	△4
	社債	443,531	454,923	△11,391
	その他	3,091,741	3,199,292	△107,550
	外国株式	12,600	15,208	△2,607
	外国債券	2,098,757	2,113,284	△14,526
	その他	980,383	1,070,799	△90,416
	小計	25,342,686	25,948,477	△605,790
合計		59,451,129	59,319,014	132,115

(注) 1 中間貸借対照表計上額は、原則として当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものでありますが、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

2 なお、上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより12,390百万円（費用）を損益に反映させた結果、純資産直入の対象となる額は144,505百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額9,309百万円を加えた153,815百万円から繰延税金負債132,930百万円を控除した額20,884百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

3 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	284,313
その他	229,990
合計	514,304

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間期における減損処理額は、時価を把握することが極めて困難と認められるものも含め、110,282百万円（うち、株式106,022百万円、債券その他4,259百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間期末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割引くことにより算定しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成23年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	当中間期の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	57,916	△348

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	379,024	百万円
有価証券評価損	311,566	
税務上の繰越欠損金	12,583	
その他有価証券評価差額金	121,121	
退職給付引当金	94,268	
その他	<u>464,585</u>	
繰延税金資産小計	1,383,150	
評価性引当額	<u>△ 422,644</u>	
繰延税金資産合計	960,506	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	192,704	
繰延ヘッジ損益	58,033	
合併時所有価証券時価引継	43,464	
退職給付信託設定益	65,991	
その他	<u>32,946</u>	
繰延税金負債合計	393,141	
繰延税金資産の純額	<u>567,365</u>	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 575円48銭

1株当たり中間純利益金額 21円28銭

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。